

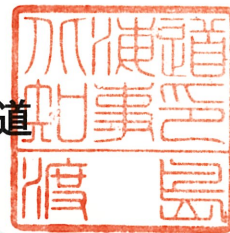
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道函館市高松町575番地270

氏 名 株式会社狹々谷建設
代表取締役 狹々谷 勝文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木直道



許可の年月日 令和 7年(2025年) 5月17日

許可の有効年月日 令和 12年(2030年) 5月16日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。以上、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年(2010年)	5月17日	許可の更新
平成24年(2012年)	1月23日	変更許可(燃え殻、汚泥、紙くず、繊維くずの追加。)
平成27年(2015年)	5月17日	許可の更新
令和 2年(2020年)	5月17日	更新時変更許可(廃油の追加。)
令和 7年(2025年)	5月17日	許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無